(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字厚賀町一二七番一から同道日高郡新ひだか町静内御幸町二丁目四六番一地先まで	前	A　八・〇〇～一一三・〇〇メートル	一六・九五五キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F・G・H　一三・六〇～二三五・一七メートル		
	後	A　八・〇〇～一一三・〇〇メートル	一六・九五五キロメートル	
		B・C・D・E・F・G・H　一二・八八～二三五・一七メートル	一五・七四六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○茨城県公安委員会告示第四十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

茨城県公安委員会委員長　藤川　雅海

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○三重県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日三重県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○滋賀県公安委員会告示第七十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

滋賀県公安委員会委員長　髙橋　啓子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日滋賀県公安委員会告示第七十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

○京都府公安委員会告示第九十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月十九日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日京都府公安委員会告示第百三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和七年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和七年九月二十日まで